

## 大阪 IR 推進局の示し合わせたような「答弁」

大阪市会都市経済委員会記録、令和5年2月15日から。私が提出した陳情第3号、大阪 IR「基本合意」別紙1から5の公開を求める陳情書についての理事者の見解。

坂本 IR 推進局長 「基本合意書は、区域認定申請時点の実施協定、事業用定期借地権設定契約等の契約書案等であり、契約締結前の協議中の情報等であるため、お示しすることができませんが、実施協定等の契約の骨格となる部分については、既に実施方針や戦略会議資料等において明らかにしているところでございます。

今後、区域認定を得られれば、事業者と契約を締結することになりますが、IR 整備法においては、実施協定を締結したときは、遅滞なく、その概要を公表することとされております。」

夢洲の地盤沈下対策について(井上委員の質問に対して)

長野 IR 推進局推進課長 「夢洲の軟弱地盤によりまして、長期に地盤沈下が生じることが見込まれておりますが、IR 施設建設に必要な地盤沈下対策は、事業者において適切に実施することとしております。また、市が使用した埋立材の原因により、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じた場合を除いて、市が費用負担を行わないことを前提にしております。」

「現在、事業者におきまして詳細な検討を進められているところですが、建物の基礎をくい構造とすることや、建物重量と同等程度の地盤を掘削、排土し、地盤沈下量の軽減を図る排土バランスの確保による地盤沈下対策など、適切に対応されるものと認識しております。」

「なお、夢洲、咲洲、舞洲といった周辺埋立地において、そのような事象が生じた事例(地盤沈下)は把握しておらず、IR 用地においても、そういった事態が生じる可能性は極めて低いものと認識しております。」

委員会を傍聴して何度も聞いた答弁であるが、こうして委員会記録を読み返してみると、大阪市が強調したい点のはっきりしてくる。「通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没である」とどこが判断するのか。あるジャーナリストも指摘しているが、「市が費用負担を行わないことを前提にしております」と述べているが、「前提にして」の意味が不明であり、明確にさせなくてはならない。

写真は夢洲 IR 差し止め住民訴訟原告団が作成した「夢洲の地盤課題」であるが、通常の想定を著しく上回る大規模な地盤沈下や陥没が生じることを予期させる夢洲の地盤だ。



(2023年6月4日)